

羽咋市地域防災計画

第6編 事故災害対策編

羽咋市防災会議

目 次

第1章 海上災害対策計画

第1節	海難対策計画	6-1-1
第2節	流出油等防除対策計画	6-1-4

第2章 航空災害対策計画

第1節	災害予防対策	6-2-1
第2節	災害応急対策	6-2-2

第3章 鉄道災害対策計画

第1節	災害予防対策	6-3-1
第2節	災害応急対策	6-3-2

第4章 道路災害対策計画

第1節	災害予防対策	6-4-1
第2節	災害応急対策	6-4-2

第5章 危険物等災害対策計画

第1節	危険物等の定義	6-5-1
第2節	災害予防対策	6-5-2
第3節	災害応急対策	6-5-3

第6章 林野火災対策計画

第1節	災害予防対策	6-6-1
第2節	災害応急対策	6-6-3

第6編 事故災害対策編

第1章 海上災害対策計画

第1節 海難対策計画

第2節 流出油等防除対策計画

第1節 海難対策計画

(全課)

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

1 災害予防対策

市は、関係機関相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

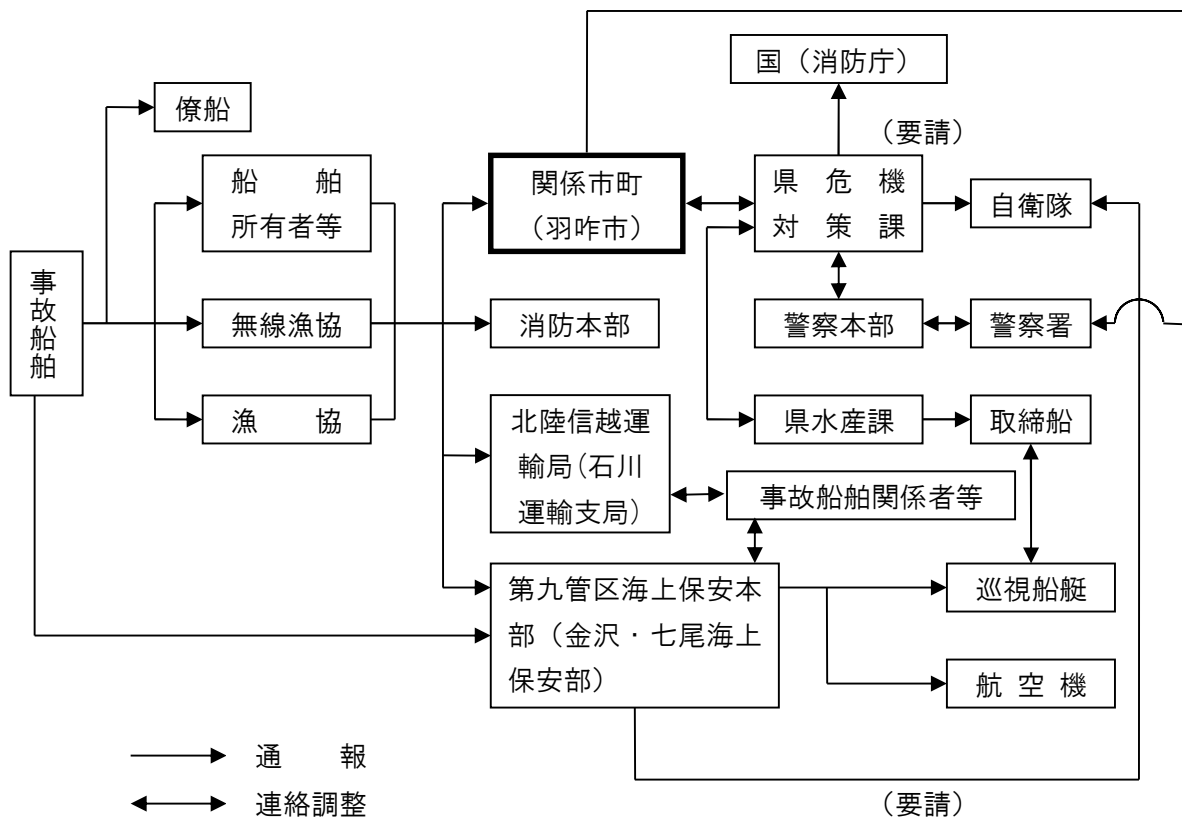
市は、関係機関と連携を図り、基本的かつ的確な情報収集に努め、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 災害広報の実施

海難発生時の広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 海難の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 海難の状況
- ② 旅客及び乗組員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。市はこれに協力する。

(5) 救助・救急活動

海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶、車馬、その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(6) 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、市及び各関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」及び同第19節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより実施する。

(8) 交通規制の実施

海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

(10) 広域応援要請

海難の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第2節 流出油等防除対策計画

(全課)

タンカー等船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

1 災害予防対策

市は、関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部と連携し、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を提供する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者等に対して、荷役について次の事項を指導する。
 - ア 荷役は、油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策の実施及び化学消火薬剤等の配備
 - エ 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
- (8) 船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

2 災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に以下の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信の実施

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 消火活動

流出油等の海上火災発生時には、火災状況等の情報収集に努め、海上保安部の消火活動に協力する。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により市民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第2章第10節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出等事故災害時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

(9) 広域応援要請

流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

(10) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、一般災害対策編第2章第2828節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

第2章 航空災害対策計画

第1節 災害予防計画

第2節 災害応急計画

第1節 災害予防対策

(環境安全課)

航空機の墜落等発生時における情報通信手段の整備等について定める。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制作りを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び市民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2節 災害応急対策

(全課)

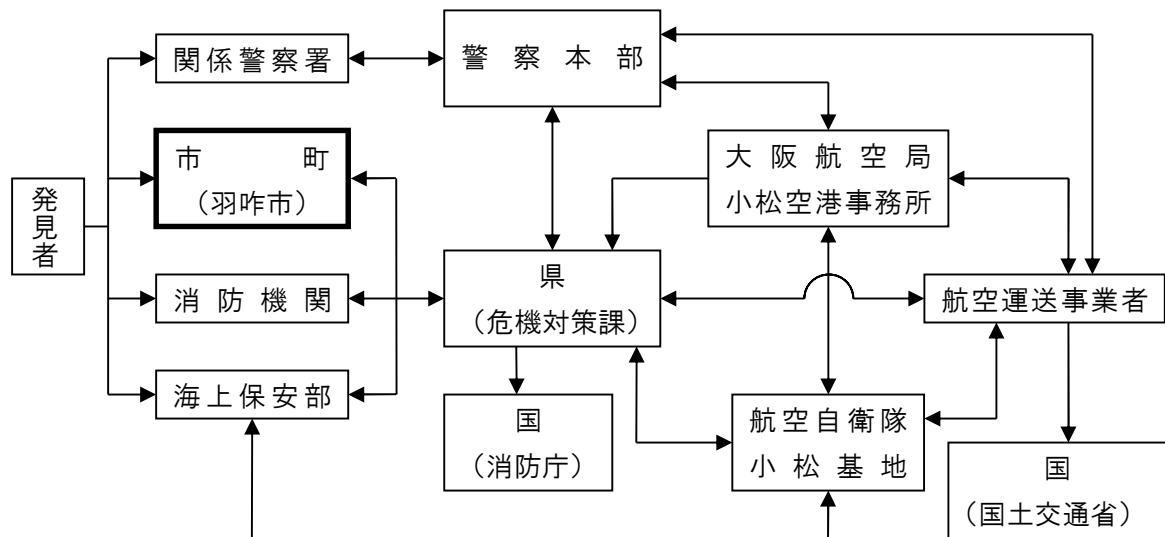
航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救助・救急作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、市、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信の実施

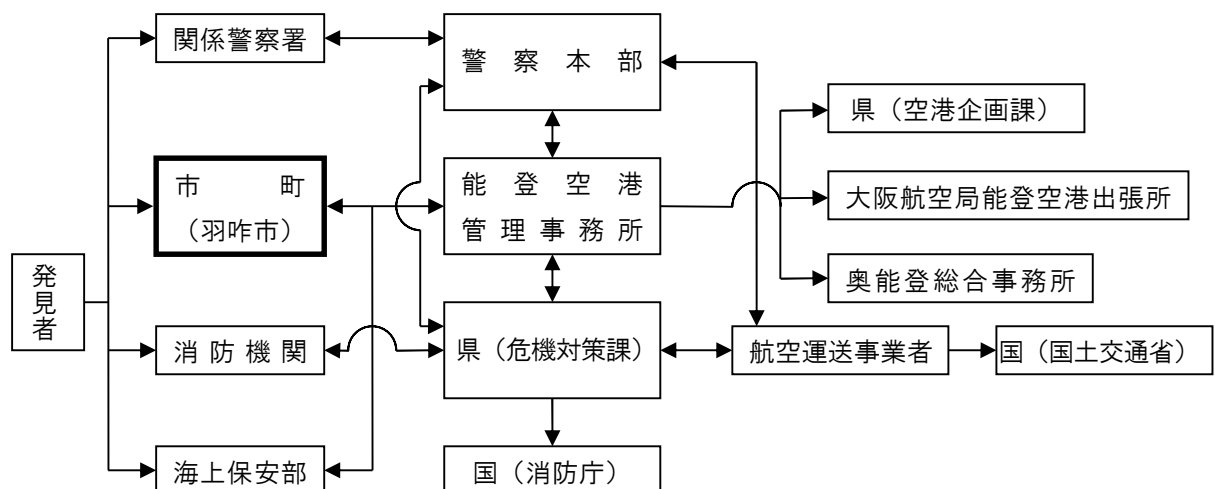
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

ア 小松空港



イ 能登空港



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否確認
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

4 搜索活動

各関係機関と相互に連携して、ヘリコプターなど多様な手段を活用して搜索活動を行う。

5 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」及び同第19節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

一般災害対策編第2章第18編「交通確保対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、一般災害対策編第2章第27節「防疫、保険衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第29節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

10 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第9編「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

11 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第3章 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防計画

第2節 災害応急計画

第1節 災害予防対策

(環境安全課)

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害後方体制の整備

災害応急体制の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び市民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2節 災害応急対策

(全課)

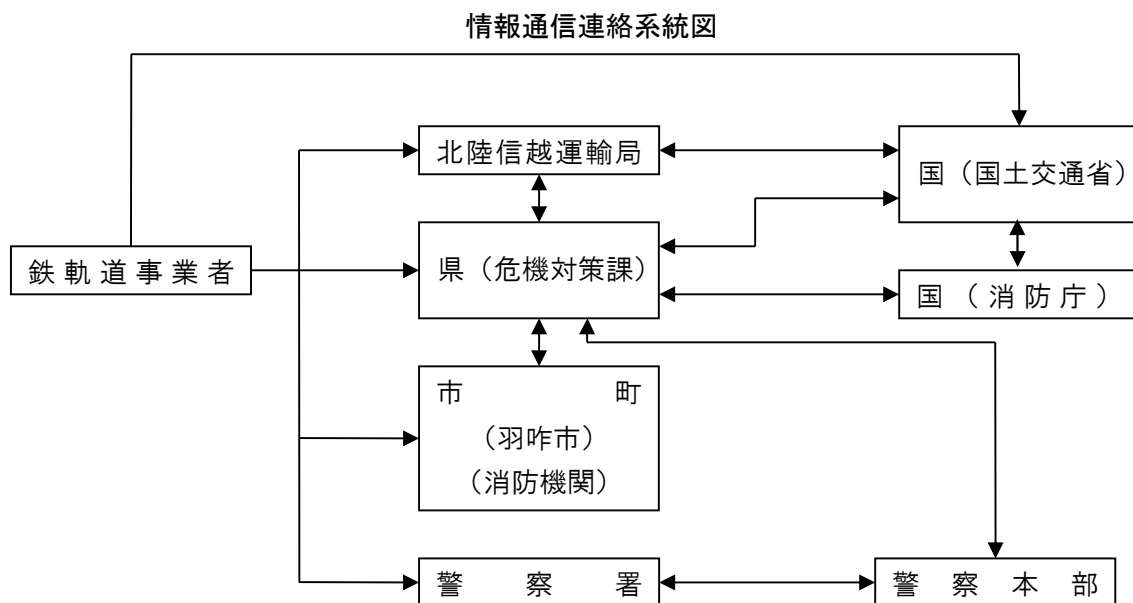
鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関相互との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信の実施

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」及び同第19節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策編第5章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第4章 道路災害対策計画

第1節 災害予防計画

第2節 災害応急計画

第1節 災害予防対策

(地域整備課、環境安全課)

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生した場合における情報通信手段の整備等について定める。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び市民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2節 災害応急対策

(全課)

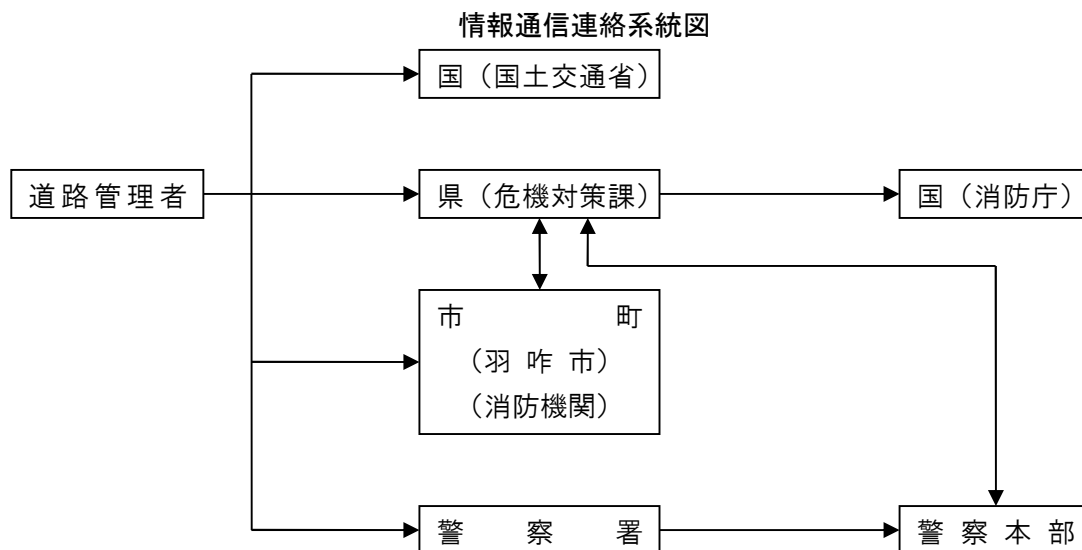
大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。

1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の情報
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」及び同第19節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

道路災害時における道路規制については、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策編第5章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 危険物等の定義

第2節 災害予防計画

第3節 災害応急計画

第1節 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〈例〉石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〈例〉火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

〈例〉液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〈例〉毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウムなど

劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第2節 災害予防対策

(環境安全課)

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

1 危険物施設等の把握

市は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防災管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、資料を参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び市民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3節 災害応急対策

(全課)

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止、応急対策の実施に努める。

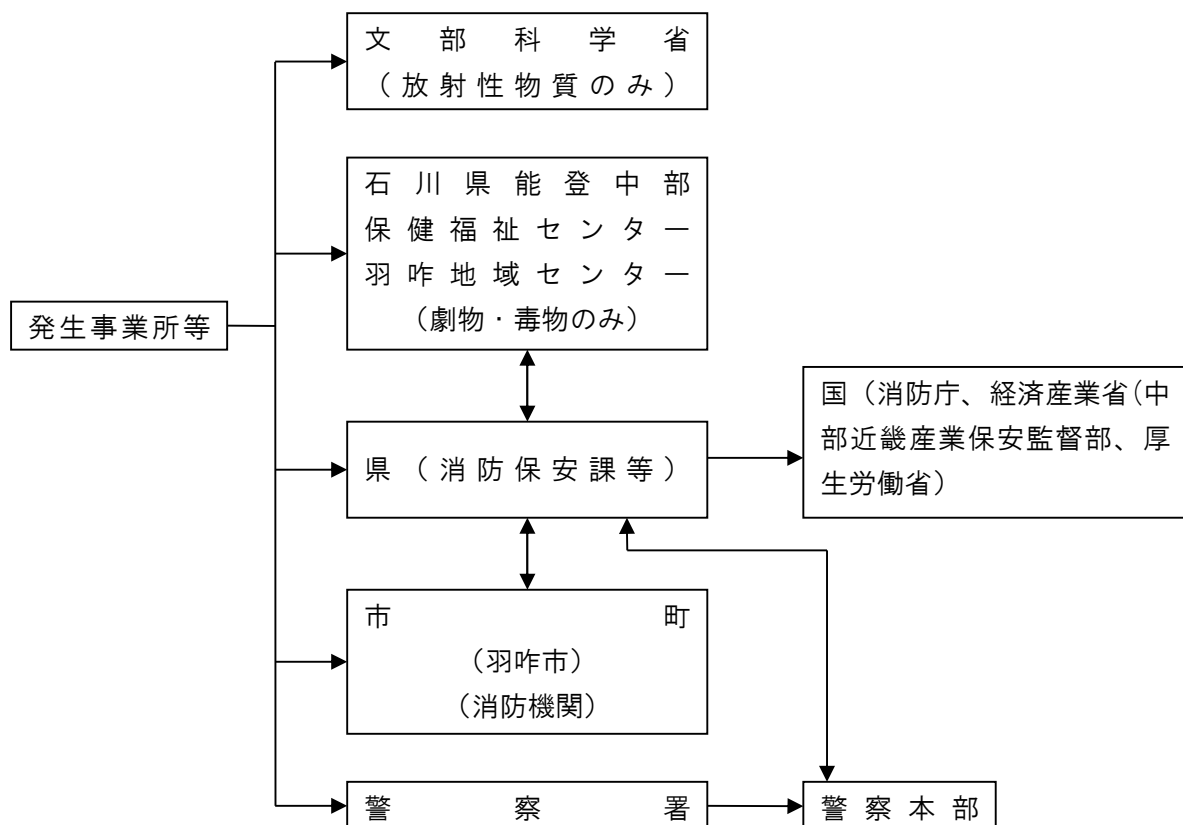
1 情報通信の実施

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の情報
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第2章第10節「避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第15節「救助・救急活動」及び同19節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第6章 林野火災対策計画

第1節 災害予防計画

第2節 災害応急計画

第1節 災害予防対策

(環境安全課、羽咋消防署)

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、市は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 啓発・広報運動

(1) 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- イ 入山の許可、届出について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- エ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- ア 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

2 消火資機材等の整備

(1) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材の配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(2) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

3 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防ぎょ鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

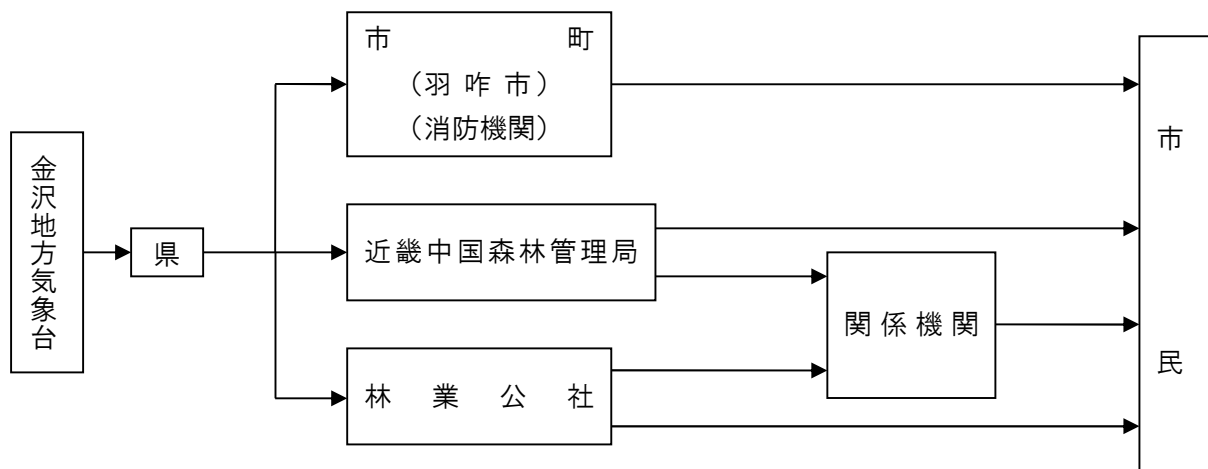
4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、一般災害対策編第2章第3節「気象予報等の伝達」のとおりである。

(2) 伝達系統



市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めたときは、火災警報を発令するとともに市民に周知徹底を図る。

第2節 災害応急対策

(全課)

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により市民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

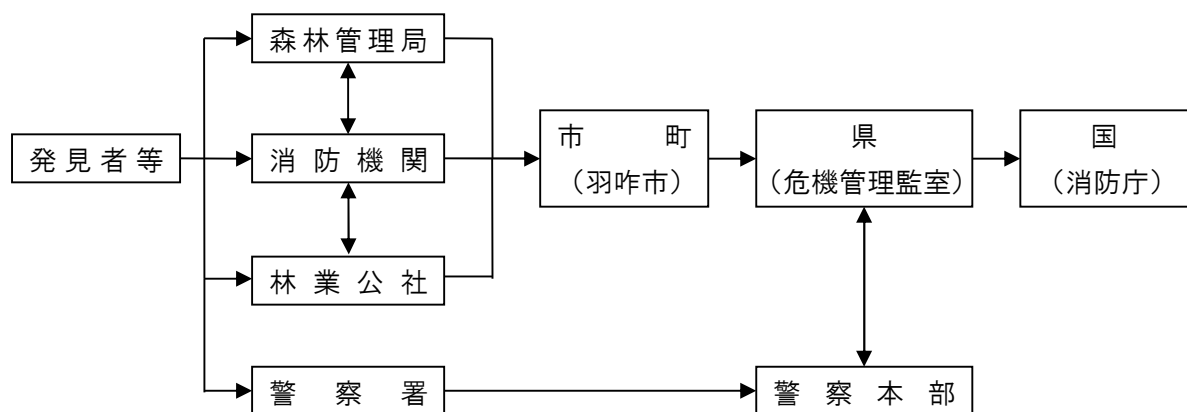
このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 情報通信の実施

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の情報
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 避難措置

人命の安全を確保するため、一般災害対策編第2章第10節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

5 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第2章第18節「交通確保対策」の定めるところにより、警察等関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

6 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。